

①



(ブロック事務局へ)

病気休暇・病気休職取得報告書

支部名			分会名		
氏名		職名		年齢	才
病気休暇 病気休職 の別	<input type="checkbox"/> 病気休暇 (新規 ・ 延長) <input type="checkbox"/> 病気休職 (新規 ・ 延長)				
休暇・休職 の期間	月 日間	自 年 月 日 ～ 至 年 月 日 ※病気休暇(休職)を取得した期間を記入すること			
秋田県教職員組合執行委員長 様 上記のとおり報告します。 年 月 日 分会委員長 印					

※ 秋教組記入欄

救援決定額	円	適用条項	第 条	処理年月日	
-------	---	------	-----	-------	--

確認印					
-----	--	--	--	--	--

組合救援規定：病休見舞金について

組合救援規定（2018.4.1 から適用）

1. 病気・障害の場合（救援細則第3条関係）

●病気休暇・病気休職の取得

- ・ 1週間以上 5,000円
- ・ 1か月以上 10,000円（1ヶ月＝30日）
- ・ 3ヶ月以上 20,000円（3ヶ月＝90日）
- ・ 9ヶ月以上 30,000円（9ヶ月＝270日）
- ・ 臨探部員 1週間以上 3,000円

●但し、同一年度1回とし、継続疾病に関しては年度を越えても1回とする。

1週間以上とは

日	月	火	水	木	金	土
				病休	病休	病休
病休	病休	病休	病休			
次の場合は対象外						
	病休	病休	病休	病休	病休	

※（薄い塗りつぶし）のように、学校の勤務簿上で土日も病休扱いになるものは支給対象

※（濃い塗りつぶし）のように、学校の勤務簿上で土日は病休扱いにならないものは支給対象外

※組合員の口座番号等の情報は秋教組個人情報保護法規程に則り、厳正に管理します。